

平成27年 4月1日施行（規程第58号）
令和 2年 4月1日一部改正
令和 3年 4月1日一部改正
令和 3年12月1日一部改正
令和 5年 7月1日一部改正
令和 6年 4月1日一部改正
令和 6年 8月1日一部改正
令和 7年 4月1日一部改正

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホームみやざわ苑運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人刈谷田福祉会が設置運営する特別養護老人ホームみやざわ苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「入居者」という）に対し、心身の特性を踏まえ、適正な介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者（以下「職員」という。）に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（施設の名称）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホームみやざわ苑
- (2) 施設の所在地 長岡市栃尾宮沢1778番地

（入居者の定員）

第4条 施設の定員は、29名とする。

ユニットは「せせらぎの家」、「ひだまりの家」、「こもれびの家」の3ユニットとし、それぞれの定員は9名、10名、10名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居者定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上(非常勤、嘱託)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上(常勤兼務)

入居者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 介護職員及び看護職員(入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上)

①看護職員 1名以上(常勤、併設のグループホームと兼務)

入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生を行う。

②介護職員 10名以上(常勤兼務)

日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

入居者の介護、自律的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(5) 介護支援専門員 1名以上(常勤兼務)

適切な施設サービスが入居者に提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況評価及び入居者の要介護認定申請や調査に関することを行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上(看護職員が兼務)

入居者が、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上(常勤兼務)

栄養ケア・マネジメント計画の作成、栄養管理関係書類の整備及び給食委託業者との調整を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上必要な職員を置くものとする。

(設備及び備品)

第6条 施設の設備及び備品は下記のとおりとする。

- (1) 入居者の居室は全室個室とする。ベッド・洗面を備品として備える。
- (2) 共同生活室は、当該ユニットの入居者及びご家族、地域の人達が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。
- (3) 調理室の火気を使用する部分是不燃材料を用いる。
- (4) 施設は医務室として、入居者の診療・健康管理等のため、医療法に規定する診療所を設ける。入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 浴室は、3ユニット共用とし、入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に個浴及び特殊浴槽を設ける。(特殊浴槽については、グループホームと共用とする。)
- (6) 便所設備は、各ユニットに3か所ずつ設ける。
- (7) 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- (8) 施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・スタッフルーム・エレベーター・避難用階段などを設ける。

(運営内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はそのご家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者又はそのご家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供が求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第9条 施設の入居可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入居)

第10条 施設は、身体的又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し、適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な処置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

- 第11条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができるかと認められる入居者に対し、その入居者及びそのご家族の希望、その入居者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 2 施設は、生活相談員・看護職員・介護職員・介護支援専門員等により、入居者が居室において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
 - 3 施設は、入居者の退所に際しては、居室介護支援施設に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

- 第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日及び入居施設の種類並びに名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

- 第13条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。
- 2 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、そのサービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設は、その職員が施設サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はそのご家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等その入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(施設サービス計画)

- 第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力・そのおかれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びそのご家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員との協議の上うえ、当該サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービスの原案を作成しなければならない。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

- 第15条 介護にあたっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、オムツを適切に取り替える。
 - 5 施設は、前各項のもののほか、入居者に対し、離床、着替え・整容等の介護を適切に行う。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
 - 7 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第16条 入居者の食事は、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで必要な機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(健康管理)

第18条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第19条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びそのご家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に入居者の心身の状況やそのおかれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はそのご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はそのご家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者のご家族と連携を図るとともに、入居者とそのご家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料)

第22条 事業者が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、地域密着型介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第23条 施設は利用料の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費 2,066円 (1日あたり)

(2) 食費 1,900円 (1日あたり)

(3) 日常生活代行管理費 500円 (1か月あたり) (日常的な生活費用の立て替え払い等を委託した場合)

(4) 理美容代 (実費)

(5) 家電用品を持ち込み使用した場合 (1日100円)

なお、電気毛布等を持ち込み使用した場合は、1日50円を別に支払いを受けるものとする。

(6) 行政手続きの代行 (申請料金実費)

(7) 個人専用の医薬品・予防接種等 (実費)

(8) その他 実費負担とする

- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ入居者又はそのご家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
- 3 施設は、第1項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力医療機関)

第24条 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(衛生管理及び感染症の対応)

第25条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3か月に1回以上開催するとともにその結果を職員に周知徹底すること。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防まん延防止のための研修を年2回以上開催すること。
 - (4) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防まん延防止のための訓練を年2回以上実施すること。
 - (5) (1)～(4)までに定めるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）」に沿った対応を行うこと。
- 2 施設は、感染症が発生した場合であっても、入居者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、年2回以上の研修及び年2回以上

の訓練の実施のほか必要な措置を講じるものとする。

(運営規程等重要事項の掲示)

第26条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務体制・協力医療機関・利用料その他サービスの選択に資すると思われる重要事項を、閲覧可能な形でファイル等を備えておくか施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密保持)

第27条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第28条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、入居者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故防止及び事故発生時の対応)

第29条 施設は、施設サービス提供による事故発生又は再発を防止にするため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること
 - (2) 事故が発生した場合又は、事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、発生の事実およびその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を行うこと。3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (4) 事故発生防止のための職員に対する研修を年2回以上行うこと。
 - (5) (1)～(4)に掲げる措置を適切に実施するための専任の担当者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者のご家族等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。

3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時の対応)

第30条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第31条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火器、火災報知機、火災通報など、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法に基づき、防災計画をたて、職員及び入居者が参加する避難訓練を原則年2回実施、そのうち年1回以上は消火、通報、避難の総合訓練を実施するものとする。

3 施設は、2に掲げる訓練のほか、洪水または土砂災害に係る避難訓練を年1回以上実施するものとする。

4 2及び3の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

5 施設は、災害が発生した場合であっても、入居者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、年2回以上の研修及び年2回以上の訓練の実施のほか必要な措置を講じるものとする。

6 施設における介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(身体的拘束等について)

第32条 当施設では、身体的拘束等を行わない。しかし入居者または他の入居者などの生命または身体を保護するためには、緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があるが、以下の手順に沿うものとする。

(1) 身体的拘束等の必要性があると判断されたとき、「三原則を満たしているか」管理者、生活相談員、看護職員、介護支援専門員、介護職員等多職種でカンファレンスを行う。

(2) 「三原則を満たす」と判断された場合、入居者及びそのご家族に対し、拘束の内容、目的、拘束時間(時間帯)期間等をできる限り詳細に説明し、同意を得る。説明は管理者または生活相談員、介護支援専門員が行う。

- (3) 身体的拘束等を行う場合でも、それに該当するかどうかを常に観察、再検討し、該当しなくなった場合、直ちに解除する。(この場合、実際に身体拘束を一時的に解除し、状態観察をする。)
- (4) 身体的拘束等を行う場合、その状態及び時間、その際の入居者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (5) 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関する再検討を行うごとに、その記録を行動記録に加えるとともに、その情報を開示し、関係者全体、ご家族等の間で情報の共有を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- (2) 施設は身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用をして行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施するものとする。

(看護職員と介護職員の連携による医療的ケア)

第33条 口腔内の痰吸引・胃ろうによる経管栄養(以下「医療的ケア」という。)が必要となっても、引き続き施設での生活が続けられ、また、医療的ケアが必要なたにも入居していただけるよう、厚生労働省の通達要件を整え、医師、看護職員との連携の下で介護職員も行うことができることとする。

(運営推進会議)

第34条 施設が地域に密着し地域に開かれたものとするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者ご家族、地域住民代表、施設が所在する地域を管轄する地域包括支援センター職員、市の職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者とする。
- 4 会議内容は、施設のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第35条 事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備して置く。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(虐待等の禁止)

第36条 職員は入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を加える行為。
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込める等をして叱ること。
- (3) 強引に引きずるなどして連れて行く行為。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 入居者の年齢健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉遣いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該入居者を無視すること。

2 施設は、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用をして行うことができるものとする）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底すること。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (2) 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施すること。
- (3) 2項に挙げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。

3 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第37条 施設は、「男女雇用機会均等法」等におけるハラスメント対策に関する施設の責務を踏まえつつ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等職場のハラスメントの防止及び排除に係る必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、職員に対する入居者等によるカスタマーハラスメント等のハラスメントの防止及び排除に係る必要な措置を講じなければならない。

(暴力団等の排除)

第38条 施設は、事業の運営について「新潟県暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第39条 施設を利用する者は、施設内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

- 2 施設を利用する者は、施設に危険物を持ち込んで서는ならない。
- 3 入居者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- 4 入居者は指定された居室を勝手に変更してはならない。
- 5 入居者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(その他の事項)

第40条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、その運営にあたって、地域住民との交流を深めることとする。
- 4 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第41条 この規程に定める事項のほか、運営管理に関する重要事項は社会福祉法人刈谷田福祉会と、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月26日議決)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月26日議決)

但し、第23条第1項第1号居住費は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月22日議決)

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。(令和3年12月25日議決)

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(令和5年5月29日議決)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月22日議決)

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。(令和6年7月26日議決)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月25日議決)